

第2期秋田県アルコール健康障害対策推進計画の概要について

【策定の趣旨】

不適切な飲酒によるアルコール健康障害及び飲酒運転や家族への暴力、虐待等のアルコール関連問題の対策を推進するため、国の動向や現行計画の現状と課題を踏まえ、第2期計画を策定する。

【計画の位置付け】

アルコール健康障害対策基本法第14条第1項に基づく都道府県計画

【計画期間】

令和5年度～令和8年度（4年間）

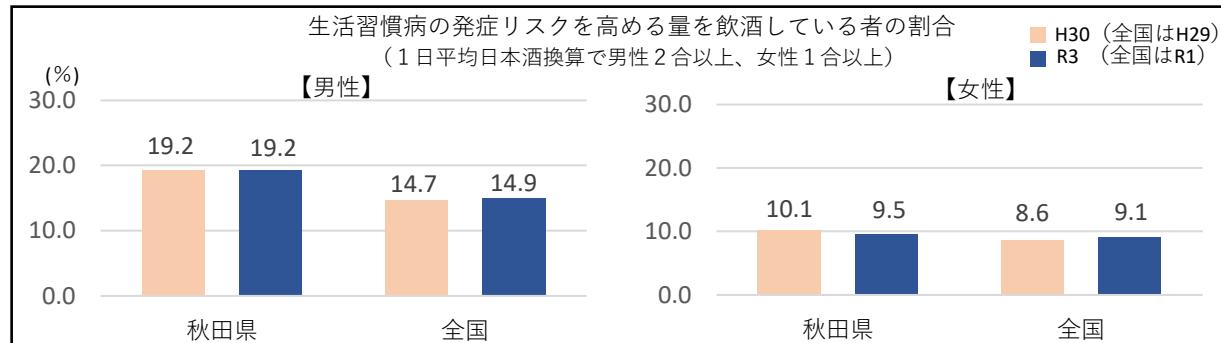
【基本理念】

- ・アルコール健康障害の発生、進行及び再発防止対策の適切な実施
- ・アルコール健康障害を有し、又は有していた者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援
- ・飲酒運転、暴力、虐待、自殺等のアルコール関連問題の解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携

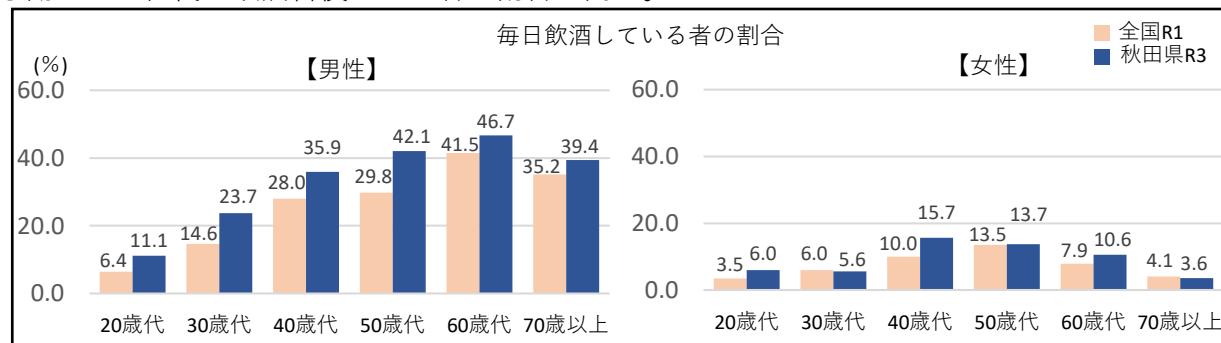
現状と課題

発生予防

- 生活習慣病の発症リスクを高める量を飲酒している者の割合について、平成30年度と令和3年度の比較では大きな変化が見られない。



- 働き盛り世代の飲酒習慣のある者の割合が高い。



- 20歳未満の者の飲酒リスクについて、理解の促進を図る必要がある。
(20歳未満の飲酒者の割合(調査前1か月以内に1回でも飲酒した者)：中学3年生0.4%、高校3年生1.0%)

- 妊産婦の飲酒は胎児及び乳児に影響があることについて、更に啓発を図る必要がある。
(本県の妊婦の飲酒割合：0.7%)

進行予防・再発予防・人材育成

- 県精神保健福祉センター、県保健所が依存症相談拠点として相談支援を行っている中、アルコール健康障害に関する相談件数は増加傾向にあることから、更なる相談・支援体制の充実を図る必要がある。(H30：0か所→R4：9か所)

- 県内の3病院を依存症専門医療機関として選定し、地域での医療提供体制を整備している。(H30：0か所→R4：3か所)

- アルコール健康障害への対応は、早期発見から治療・回復まで切れ目のない支援を行うとともに、地域において依存症専門医療機関、一般医療機関、自助グループ等が連携した支援体制を強化するための取組が必要である。

- アルコール健康障害の回復においては、家族も含め自助グループ活動への参加が回復の支えとなることから、自助グループ・社会復帰援助施設の活動拡充に向けた支援の強化が求められる。

- 国の「アルコール依存症臨床医等研修」等の各種研修や、県精神保健福祉センターが開催する研修により、支援者の相談対応技術の向上を図っている。

重点目標

- 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来的なアルコール健康障害の発生を予防

目標(指標)	現状値	第2期計画目標値(R8)	
生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合	(R3) 男性 19.2% 女性 9.5%	男性	13.0%
		女性	6.4%
20歳未満の者がお酒を飲むことは、害があると思う者の割合	(R4) 中学3年生 96.5% 高校3年生 97.7%	100%	
妊婦の飲酒の割合	(R2) 0.7%	0%	

- アルコール健康障害に関する相談から治療、回復に至る切れ目のない支援体制の整備

目標(指標)	現状値	第2期計画目標値(R8)	
依存症相談拠点におけるアルコール健康障害に関する相談件数	(R3) 492件	600件	
依存症相談対応研修の受講者数	(R1) 58人	(R5~R8)	延べ200人

主な取組

発生予防

- ・20歳未満の者や妊産婦、働き盛り世代、高齢者等、それぞれに応じた多様な広報媒体を活用した啓発活動
- ・20歳未満の者の飲酒や飲酒運転等の不適切飲酒の防止に向けた取組
- ・特定健康診査の受診率向上と健診時におけるアルコールに関する正しい知識の普及

進行予防

- ・医療保険者による特定保健指導時における適正飲酒指導や減酒指導
- ・県精神保健福祉センター、県保健所を拠点とした相談・支援体制の強化
- ・地域における依存症専門医療機関、一般医療機関、自助グループ等関係機関の連携体制の強化
- ・関係機関による飲酒運転やDV・児童虐待等をした者やその家族への支援の充実

再発予防

- ・アルコール依存症をはじめとするアルコール健康障害に関する正しい知識の普及
- ・自助グループ・社会復帰援助施設が行う活動への支援
- ・アルコール健康障害を克服した者に対する就職支援及び職場定着支援

人材育成

- ・特定保健指導に関わる人材の育成
- ・依存症相談拠点職員の各種研修への派遣と伝達研修による相談技術の向上
- ・医療従事者等の技術向上を目的とした各種研修に関する情報提供